

専門家派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）が行う専門家派遣事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 専門家派遣事業は、経営の向上を図る中小企業者等が抱える種々の問題（経営、技術、人材、情報化、特許、価格転嫁等）に対して民間の専門家を派遣し、適切な診断及び助言を行うことによって問題の解決を図り、もって中小企業者等の順調な発展及び成長を促進することを目的とする。

(支援対象企業)

第3条 専門家派遣事業において支援の対象とするものは、新潟県内に事業所を有し中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者（以下「中小企業者等」という。）とする。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者等は除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

2 専門家の派遣を申請しようとする中小企業者等は、次の各号のいずれかに該当し、専門家派遣事業による支援の効果が期待できると判断されるものとする。

- (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰等の影響による課題等の解決により経営の向上を目指す意欲があり、経営の向上に関する目的又は目標が明確であるもの。
- (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰等の影響により、最近1か月間又は3か月間の売上高、売上総利益、売上高経常利益率のいずれかが前年同期と比較して5%以上減少しているもの。
- (3) 電力・ガス・食料品等価格高騰等の影響により、最近1か月間又は3か月間の売上高、売上総利益、売上高経常利益率のいずれかが前年同期と比較して5%以上減少しており、価格高騰等によるコスト上昇分の適切な価格転嫁により経営の向上を目指す意欲のあるもの。

(専門家の募集及び登録)

第4条 機構は、この事業を実施するため、企業経営又は技術の実務経験者等幅広い分野の専門家を募集し、審査の上、登録をするものとする。

2 前項の専門家は、次に掲げる者とする。ただし、機構が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、情報処理技術者、ITコーディネータその他の公的資格を有する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学の教授、准教授、講師の職にある者その他これらの職に準ずる職にある者
- (3) 外部（自己の所属する事業所等以外）への中小企業等に対する専門分野の診断及びコンサルティングに関して実績を有する者

- (4) 中小企業等に対し専門分野の診断及びコンサルティング等を行っている法人
- 3 前項(4)に該当し、登録を行おうとする法人は、申請時に専門家（派遣時に専門家として指導を行う予定の社員等）の名簿を提出しなければならない。なお、その者は前項(1)、(2)、(3)のいずれかに該当しなければならない。
 - 4 登録を受けようとする専門家は「専門家登録申請書」により申請をするものとする。
 - 5 第1項の審査に当たっては、機構の審査を経るものとし、必要に応じて申請者を面接することができる。
 - 6 登録を行うに当たっては、当該登録を受けようとする専門家から、専門家派遣事業に係る責任関係等について「専門家登録誓約書」による誓約を得なければならない。
 - 7 登録を受けた専門家については、名簿を作成し、機構のホームページに掲載する等の専門家を選択する際の利便を図る措置を講じるものとする。

(専門家登録の期間、更新手続及び登録の抹消)

- 第5条 登録期間は、4月1日（4月2日以降に登録をした場合には、当該登録の日）から翌年度の3月31日までとする。
- 2 機構は、登録期間の最終月に翌年度の登録について「専門家登録更新申請書」によりその意思確認をするものとする。その結果、登録更新の意思がない場合は登録を抹消するものとする。
 - 3 次の各号のいずれかに該当するときは、専門家の登録を取り消すこと、また更新を拒否することができるものとする。
 - (1) 第8条第2項の派遣専門家の制限に該当する場合
 - (2) 第15条の派遣専門家の義務に違反した場合
 - (3) 虚偽の登録・更新の申請をした場合
 - (4) 事後評価において、診断及び助言の内容が適正でないと認められる場合
 - (5) この事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - (6) 長期間にわたり、一度も派遣実績がなかった場合
 - (7) この要領その他法令に違反する行為を行ったと認められる場合
 - (8) 精神又は身体に著しい障害があるため、専門家としての業務遂行能力を欠くに至ったと認められる場合
 - (9) 社会的信用を失墜した場合
 - (10) その他機構が専門家として不適格と認めた場合
 - 4 前項の規定により専門家の登録を取り消すときは「専門家登録抹消通知書」により通知するものとする。また、登録・更新を拒否する場合は「専門家登録不採択通知書」により通知するものとする。

(専門家の派遣要請)

- 第6条 専門家の派遣を申請しようとする中小企業者等は、「専門家派遣申請書」を提出するものとする。この場合、希望する専門家を指定することができる。ただし、専門家の指定がない場合には、機構が支援企業と協議の上、支援要望の内容に合致する専門家を登録名簿の中から紹介するものとする。
- 2 機構は第1項の申請企業に対し、必要に応じて書類の提出を求めることができる。

(専門家の派遣決定)

- 第7条 前条第1項の規定による申請を受けたときは、必要に応じ、当該申請をした中小企業者等及び関係機関に対して現地を調査し、又は電話等によるヒアリングを実施することで当該中小企業者等の概況及び課題、支援を受けようとする内容等を聴取し、機構の審査を経て、専門家の派遣を決定するものとする。
- 2 前項の規定に基づき、派遣を決定したときは、当該派遣の申請をした中小企業者等に対して「専門家派遣決定通知書」により通知するとともに、派遣を決定した専門家

(以下「派遣専門家」という。)に「専門家派遣委嘱依頼書」により通知し、派遣専門家からは「派遣指導承諾書」を提出してもらうこととする。なお、派遣をしないことを決定したときは、当該派遣を申請した中小企業者等に「専門家派遣不採択通知書」により通知するものとする。

- 3 前条第1項の規定により指定された専門家について第4条第1項の登録がなされていない場合にあつては、当該専門家に関し同項の登録、若しくは当該専門家の詳細がわかる資料を機構に提出を行った後でなければ、第1項の派遣の決定を行うことができない。

(派遣に適さない中小企業者等及び専門家)

第8条 第6条第1項の規定による要請をした中小企業者等が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による決定をすることができない。

- (1) 第3条の要件を満たさない場合
- (2) 第18条で定める自己負担額の調達が確実でない場合
- (3) 派遣の要請が単に専門家による資料等の作成代行と認められる場合
- (4) 派遣の要請の日の属する年度、及びその前年度において、当該派遣に係る診断及び助言と同一の診断及び助言を受けている場合。ただし、機構が当該診断及び助言を必要と認めた場合は、この限りでない。
- (5) その他機構が支援の対象として相応しくないと認めた場合

2 次の各号のいずれかに該当する者は、派遣専門家とすることができない。ただし、(4)においては機構が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 派遣の要請をした支援対象企業における役員等経営陣の4親等以内の親族である者
- (2) 派遣の要請をした支援対象企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
- (3) 支援対象企業が、発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
- (4) 支援対象企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を締結している者

(派遣回数及び派遣枠)

第9条 一事業年度において、一の中小企業者等に対して派遣することができる回数は、10回を超えることができない。ただし、機構が10回を超える派遣による支援が必要と認めた場合は、この限りでない。なお、支援対象企業に対する派遣回数及び派遣枠は下表のとおりとする。

支援対象企業	派遣回数	派遣枠
第3条第2項第1号に該当するもの	5回以内	一般枠・小規模企業枠
第3条第2項第2号に該当するもの	5回以内	電力・ガス・食料品等価格高騰枠
第3条第2項第3号に該当するもの	5回以内	価格交渉促進枠

(専門家とのマッチング)

第10条 第7条第1項の派遣の決定に当たっては、派遣予定の専門家と派遣を申請する中小企業者等とを事前に引き合わせ、派遣予定の専門家の診断方針等と派遣を申請する中小企業者等との派遣申請内容とのすり合わせ（以下「マッチング」という。）を行うことができる。このマッチングに要する経費については、第18条1項の規定は原

則として適用しない。

(派遣の中止)

第11条 第7条第1項の規定により派遣の決定を受けた中小企業者等(以下「支援企業」という。)が、当該派遣の第2回目以降において当該派遣を中止しようとするときは、あらかじめ「専門家派遣中止申請書」を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第1項の場合のほか、機構は、支援企業において天災その他やむを得ない特別の事情があり、派遣の継続が困難と認めるときは、当該派遣を中止することができる。

(派遣の変更)

第12条 支援企業が、第7条第1項の規定により決定された派遣内容又は回数を変更しようとするときは、あらかじめ「専門家派遣変更申請書」を機構に提出し、承認を受けなければならない。

(派遣専門家の変更)

第13条 支援企業は、派遣専門家の診断及び助言の内容が希望した診断及び助言の内容と合わないと判断したときは、機構と協議の上、派遣専門家の変更をすることができる。ただし、派遣専門家の変更は1回限りとする。

(報告書の提出)

第14条 派遣専門家は、派遣の最終回を行った日の翌日から起算して10日以内に、「専門家派遣支援業務報告書」を作成し、機構に提出しなければならない。

2 支援企業は、派遣の最終回が行われた日の翌日から起算して10日以内に、「専門家派遣に関する報告書」を作成し、機構に提出しなければならない。

(派遣専門家の義務)

第15条 派遣専門家は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。専門家としての登録期間が経過した後も同様とする。

2 派遣専門家は、機構の求めに応じ、診断及び助言の進捗等について報告するものとする。

3 派遣専門家は、専門家派遣事業の実施に当たって、他の者への再委託等を行ってはならない。

(派遣専門家への謝金等の額)

第16条 派遣専門家に対しては、謝金を支払う。

2 謝金の額は、第7条第1項の規定により決定された派遣回数(第11条又は第12条の規定に基づき派遣回数に変更された場合にあっては、当該変更された派遣回数)について、その派遣1回につき県内専門家の場合は45,000円(税込)、又は県外専門家の場合は57,000円(税込)とする。

(派遣専門家への謝金の支払い)

第17条 機構は、派遣専門家及び支援企業から第14条の規定による報告書及び「専門家派遣指導料請求書」の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは派遣専門家に対して謝金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣の全回数が終了していない場合であっても、派遣専門家による診断及び助言が複数の月に渡る場合であって、派遣専門家から申請があったときは、既に終了した回数分の謝金を支払うことができる。この場合においては、派遣専門家は、既に終了した回数分の「専門家派遣支援業務報告書」を作成し、機構

に提出しなければならない。

(支援企業の負担)

第18条 支援企業は、派遣専門家に係る謝金の額の2分の1に相当する額（1円未満の端数は切り上げる。）を負担しなければならない。ただし、機構が特に必要と認めた場合は、謝金の額の3分の1に相当する額（1円未満の端数は切り上げる。）を支援企業が負担すべき額とすることができる。この場合、運用にあたっては、別に取り扱いを定めるものとする。なお、派遣に係る謝金について、第3条第2項第2号及び第3号に該当する場合は全て機構の負担とする。

2 支援企業は、前項の規定に基づく負担金について、機構からの「専門家派遣請求書」に基づき、機構の指定する期日及び金融機関に、その全額を一括して納入しなければならない。ただし、一括して納入できないことについてやむを得ない理由があると機構が認めるときは、分割して納入することができる。

(効果の把握に対する調査協力)

第19条 支援企業は、機構が行う当該派遣支援中の立会い、また派遣支援途中、終了後に行うヒアリング等の調査に協力するものとする。

(免責)

第20条 機構は、専門家派遣事業の実施に関して派遣専門家又は支援企業に損害が生じた場合においても、その責は負わないものとする。

様式

第1号の1様式	専門家派遣申請書（電力・ガス・食料品等価格高騰枠）
第1号の2様式	専門家派遣申請書（一般枠・小規模企業枠）
第1号の3様式	専門家派遣申請書（価格交渉促進枠）
第2号様式	専門家派遣決定通知書
第3号様式	専門家派遣委嘱依頼書
第4号様式	専門家派遣指導承諾書
第5号様式	専門家派遣不採択通知書
第6号様式	専門家派遣中止申請書
第7号様式	専門家派遣変更申請書
第8号様式	専門家派遣支援業務報告書
第9号様式	専門家派遣に関する報告書
第10号様式	専門家派遣指導料請求書
第11号様式	専門家派遣請求書
第12号の1様式	専門家登録申請書（個人用）
第12号の2様式	専門家登録申請書（法人用）
第13号様式	専門家登録誓約書
第14号の1様式	専門家登録更新申請書（個人用）
第14号の2様式	専門家登録更新申請書（法人用）
第15号様式	専門家登録抹消通知書
第16号様式	専門家登録不採択通知書

附則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成24年11月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和4年6月22日から適用する。

附則

この要領は、令和4年8月10日から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月10日から適用する。

附則

この要領は、令和5年10月1日から適用する。

附則

この要領は、令和7年4月2日から適用する。

附則

この要領は、令和8年4月7日から適用する。

専門家派遣事業における支援企業が負担すべき額の取扱いについて

令和5年4月10日施行

公益財団法人にいがた産業創造機構

専門家派遣事業実施要領（以下「実施要領」という。）第18条ただし書きで定める支援企業が負担すべき額について、下記のとおり取扱うこととする。

記

専門家派遣事業の実施にあたり、支援企業が派遣専門家に係る謝金の額の3分の1に相当する額を負担する場合は、実施要領第3条第1項に定める中小企業者のうち、「小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。）」とする。